

玄武堂企画作業費用基準

尾藤三柳事務所作業費用基準	平成 12 年 6 月作成
尾藤三柳事務所作業費用基準	平成 19 年 7 月改定
玄武堂企画作業費用基準	平成 24 年 1 月移行
玄武堂企画作業費用基準	平成 29 年 8 月移行
玄武堂企画作業費用基準	令和元年 5 月移行

玄武堂企画

玄武堂企画とは、旧尾藤三柳事務所を継承、構成スタッフは、川柳に関する基本知識と理念を持ち、対外的に川柳を発信することを三柳または尾藤川柳（十六代川柳）により認定を受け、登録された者により運営される組織です。この規定は、それらの人材に対し、外部からの依頼による各種サービスに関し、費用基準を定めるものです。

平成 25 年 1 月、尾藤三柳事務所より玄武堂企画（尾藤一泉代表）へ引き継ぐことにより規定を移行。平成 29 年 8 月、尾藤一泉が十六代川柳を継承することにより、認定者の変更が行われた。

第 1 条（費用基準の適用範囲）

この費用基準（以下「本基準」という）は、玄武堂企画を利用して著作依頼、原稿依頼、取材依頼、選句依頼、調査依頼などのサービスを受ける利用者（以下「利用者」という）に対して、全ての事項について適用します。

ただし、文化事業等公益性の強いもの、川柳を文化として発信することに前向きな事業に関しては、減額または適用除外となる場合があります。

第 2 条（玄武堂企画の定義）

本基準における玄武堂企画とは、玄武堂企画の所属員と一泉により認定され登録を受けたスタッフにより構成されます。

付属サービスとして次の 4 種があります。

川柳公論社（講演、公募企画、川柳選考、鑑賞・批評等業務）

朱雀洞文庫（別紙「利用規定」参照）

玄武堂出版（出版サービス。別紙「玄武堂出版規定」参照）

玄武堂企画（Web デザイン、川柳関連古書籍部門）

第 3 条（利用申し込み）

- (1) 玄武堂企画におけるサービス利用申し込みは、利用者が利用を申し出て、担当者から承認された時点で成立します。
- (2) 承認の連絡は、電話またはメールにて行います。

第4条（申し込み手続等）

利用の具体的な、申し込み手続（申し込み方法、取材方法、支払方法、送付・返却方法および未着等に関するお問い合わせ）は、以下の手順で行います。

- (1) 玄武堂企画の担当者へのメール、電話、郵便等の方法により手続きします。
- (2) とくに取材日時の調整、撮影場所等の準備が必要な場合には、別にご連絡ください。
- (3) 発生費用の納付は、玄武堂企画または玄武堂企画の指定口座に行います。
- (4) 費用の授受時期は、作業完了後を基本としますが、大規模プロジェクトの場合には、事前・事後等、数回に分けさせていただく場合があります。
- (5) 作業の終了および利用料の領収をもって、利用申し込みは終了します。

第5条（禁止事項）

利用者は、下記の事項を行ってはならないものといたします。

- (1) 法令・条例等に違反する行為。
- (2) 第6条に記載する知的財産権その他玄武堂企画または第三者の権利を侵害する行為。
- (3) 申し込み時の登録内容について、虚偽の記載を行う行為。
- (4) 史料の意図的破損、紛失。
- (5) その他本規約に違反する行為。

第6条（知的財産権）

- (1) 著作権法の解釈を越える範囲の利用に関しては、それに応じることはできません。
- (2) 利用者が前項の規定に違反したことにより、玄武堂企画または第三者に損害を与えたとき、利用者は、玄武堂企画または第三者に対して、その損害賠償の責任を負うものといたします。

第7条（費用基準）

各種サービスの利用、二次利用に対しては、サービスの内容により以下の負担を求めます。

1. 選句料基本（登録選者）

1000 句未満	35000 円（最低基本料とする）
1 万句未満	50000 円
1 万句以上	100000 円～（クライアントと応相談）
企画監修料	100000 円～（クライアントと応相談）

注1：選考基準は、クライアントの希望による。総評および高点句に短評を加える料金を上記に含める。総評は、400 字程度、短評は、100 字程度を必ず添付する。

注2：選者名、出演（顔出し）、選考会出席等が必要な場合、別途相談。

注3：継続行事の場合、相談により割引を設定。

注4：十六代川柳名義使用に関しては、企画内容確認のため別途打合せ。

2. 講演料

ショート講演（1テーマ、1時間未満） 50000円

基本講演（1テーマ、2時間） 100000円

注：講演者居住地近郊の場合は、交通費を含める。遠方の場合は別途相談。

記事作成時に誤植なきよう、必ずクライアントに講演原稿、資料を提出すること。

3. 講師料

入門編（新人対象、2時間未満） 24000円

応用編（各テーマ、2時間未満） 30000円

注：インタビュー等のラフな取材に対しては、 項を適用します。

交通費用は別途相談。

4. 出演料

テレビ出演、取材放映、募集顔出し等の出演料は、以下のとおりとする。

テレビ出演 1件 200000円～（基本）

取材出演 100000円～（基本）

募集等顔出し 100000円～（基本）

ただし、川柳文化に寄与すると認められるものについては、無償ボランティア出演する場合もあり応相談。

5. 原稿料

以下の費用を、基本価格とします。

400字換算（1枚） 3000円（基本料）

写真資料、書籍資料の場合には、「朱雀洞文庫利用規定」参照。

6. 染筆料

以下の価格を、基本価格とします。

半切（まくり） 50000円

色紙（たとう入） 30000円

短冊（たとう入） 15000円

注：絵入り、額装の場合は、発注者と別途相談。

7. 調査費用

以下の価格を、基本価格とします。

基本調査 1件 20000円～（通常調査・作品、作者等）

鑑定調査 1件 30000円～（含鑑定書）

科学分析 1件 10000円～（顕微鏡撮影、定性分析等）

出張調査 （応相談）

注：基本調査は、レポート 1 枚程度の簡易なもの。調査内容の難易度により別途相談いたします。

8 . その他

- ・川柳関連史料に関しては、 「朱雀洞文庫利用規定」参照
- ・出版、広告、展示パネル作成に関しては、 「玄武堂出版規定」参照

第 7 条（所員・スタッフ確認事項）

上記基準は、玄武堂企画所員およびスタッフにおいて基本的に厳守し、みだりに請負価格を下げることはできません。また、それぞれの内容は、スタッフの良識と能力により、クライアントを落胆させぬよう、充実したものとしなければなりません。クライアントのクレームや不正が発覚した場合には、資格を剥奪する場合があります。

第 8 条（個人情報）

- (1) 玄武堂企画は、利用者の個人情報の取り扱いにおいて、個人情報の保護に適用される法令、法規に基づき適正な利用および高いセキュリティで運用していきます。
- (2) 玄武堂企画は、利用者から同意を得て取得した個人情報について、プライバシーポリシー「個人情報の利用目的」の範囲内で利用できるものとします。
- (3) 玄武堂企画は、各種情報を電子メールまたはダイレクトメール（郵便）等にて送付する場合、利用者は、朱雀洞文庫が必要と認める通知事項が記載されたメッセージ以外の電子メールまたはダイレクトメール等の受信を停止することができます。

第 9 条（規約の変更）

本規約は予告なしに変更することがあります。変更の内容は、ドクター川柳 ウェブサイト内にて告知するとともに、既利用者に通達することとし、その告知をもって利用者の承認を得たものと致します。申込み手続後に本規約が変更された場合、申込み時点での規約が有効となります。また、その変更によるいかなる損害にも当社では責任を負いません。

第 10 条（サービス中断・中止）

玄武堂企画は、予告なしにサービスの運用を中断または中止することがあります。当該中断または中止によって利用者が生じた損害については、玄武堂企画は一切その責任を負わないものといたします。

第 11 条（準拠法および管轄裁判所）

- (1) 本規約に関しては、日本法を準拠法とします。
- (2) 万が一、玄武堂企画と利用者との間で本規約に関して争いが生じた場合の第一審管轄裁判所は玄武堂企画の所在地を管轄する裁判所とします。

第 12 条（免責事項）

- (1) 玄武堂企画は、利用者に川柳知識の付与、取材の「場」を提供するものであり、朱雀洞文庫等の史料の内容に関する責任は負いません。万一、利用した史料によりトラブルが発生した場合には、利用者の責任において処理していただきます。
- (2) 利用者から送信された申込み情報に関して、記入もれ・メールアドレスの誤入力・判読不能な文字化け現象など、朱雀洞文庫に帰責事由のない場合に発生した損害について、当方は一切その責任を負いません。
- (3) 玄武堂企画のウェブサイト、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等においては、ウイルスセキュリティー等でき得る限りの大作を行っておりますが、未知のコンピューター・ウィルス等の有害なものが含まれないことを保証いたしません。
- (4) 通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他玄武堂企画のサービスに関して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 13 条

その他この規定にない事項は、担当者の指示に従ってください。

< 附則 >

本利用規約は 2019 年 5 月 1 日施行とします。